

5. 新規制基準適合性審査 合格後の動き

（１）新規制基準適合性審査合格に関する報告への対応

鳥取県は、令和3年9月15日の原子力規制委員会において島根原子力発電所2号機が新規制基準に適合したことを示す審査書が正式決定（原子炉設置変更許可）されたことについて、同日、中国電力(株)から報告を受けました。

9月16日には、資源エネルギー庁長官から知事に対して、島根原子力発電所2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、再稼働に求められる安全性が確認されたことから、再稼働を進めていくという国の方針について理解の要請を受けました。知事からは、再稼働を進めると一方的に言われても当惑するだけであり、十分な財源のない中で事故時のリスクを負う周辺自治体の厳しい状況を訴え、事前了解について立地自治体と同等に扱うよう中国電力(株)を指導するよう要望しました。

ア 鳥取県等における対応

（ア）島根原子力発電所2号機等の視察（平成30年10月）

視察日時 令和3年10月6日(水) 14時30分～17時45分

視 察 者 平井知事 (随行者) 水中危機管理局長
伊木米子市長 (随行者) 大野原防災安全課長
伊達境港市長 (随行者) 黒崎防災監

視察内容 島根2号機が新規制基準適合性審査に合格したことを受け、2号機の新規制基準対応や安全対策工事の実施状況について確認するため、知事と米子・境港両市長が現地を視察



【視察後の主な知事コメント】

- ・かなり多重の防御施設として発展しつつあるところは理解できた。ただ、非常に専門的で、専門家にも是非見ていただきたい。それにより、国とは別の目線でダブルチェックをしていただくことが当面の課題。

（イ）島根原子力発電所2号機等の視察（令和6年9月）

視察日時 令和6年9月8日(日) 14時55分～17時

視 察 者 平井知事 (随行者) 水中危機管理部長
伊木米子市長 (随行者) 松本防災安全監
伊達境港市長 (随行者) 大道防災監

視察内容 中国電力から2号機の安全対策工事において各設備の本体設置が完了したとの報告を受けたことから、安全対策工事の実施状況について直接確認するため、知事と米子・境港両市長が現地を視察



【視察後の主な知事コメント】

- ・安全対策についてつぶさに説明を受け、福島第一原子力発電所事故の反省、新規制基準に基づく深層防護の考えで工事がされていることを確認した。
- ・予定された工事は順調に終わってきているということは理解したが、安全対策に終わりはない。不断の安全対策の向上が今後必要となってくる。

(ウ) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）（令和3年9月15日）

中国電力(株)から島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査合格に係る審査結果等の報告を受け、米子市、境港市と今後の進め方について協議を行った。

- a 日 時 令和3年9月15日(水) 18時～18時30分
 b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
 c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
 〔関係自治体〕伊木米子市長、伊達境港市長 ※WEB参加
 〔中国電力(株)〕芦谷代表取締役副社長執行役員、
 藪根鳥取支社長 ※WEB参加
 d 議題及び結果概要



- (a) 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査結果及び県が中国電力(株)に求めた7項目への対応状況について（中国電力(株)説明）
 (b) 今後の対応と進め方について、知事、米子市長及び境港市長は、次のとおり確認した。
 ・中国電力(株)に対して、審査結果に関する住民、議会、自治体への説明を求める。
 ・安全協定の改定について協議を再開する。中国電力(株)から納得ができる回答が得られなければ、再稼働判断に影響を与える。
 ・再稼働判断について、住民及び県原子力安全顧問の意見をよく聴き、議会とも協議し、県・市が緊密に連携をとり、対応していく。

【新規制基準適合性審査合格に関する知事コメント(令和3年9月15日)】

- 原子力規制委員会の適合性審査が終了したが、国・中国電力(株)は、まずは速やかに、安全性等に関する一連の審査内容等について、鳥取県はもとより、米子・境港両市、住民、議会等へ丁寧に説明をすべき。
- 再稼働判断については、安全を第一義とし、今後、県独自に設置した原子力安全顧問による専門的なチェックを経て、住民に身近な地元両市の意見を聴き、県議会とも協議をし、その意向を踏まえて、慎重に判断していきたい。
- その際、安全協定の改定により、立地のみならず周辺自治体の意見が尊重される仕組みとすることが前提となると考えており、中国電力(株)には速やかな対応を強く求める。

(エ) 原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）（令和4年3月23日）

米子市長及び境港市長から、島根原子力発電所2号機の再稼働に係る意見の報告と今後の対応の協議のために原子力安全対策プロジェクトチーム会議の開催依頼があったことから、令和4年3月23日に県、米子市及び境港市は原子力安全対策プロジェクトチーム会議を開催し、米子市及び境港市と島根2号機の再稼働に係る今後の対応について協議しました。

- a 日 時 令和4年3月23日(水) 9時～9時20分
 b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第2庁舎3階）
 c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
 〔関係自治体〕伊木米子市長、伊達境港市長 ※WEB参加
 d 結果概要（市の意見、中国電力(株)と国に対する申し入れ事項等についての発言概要）

(伊木米子市長)

- 3月18日の市議会全員協議会にて、島根原子力発電所2号機については、一定の安全性が確保できていると認められること、いざというときに適切にアクションが起こせる安全協

定の改定がなされていること、避難計画にも一定の実効性が認められるという所見もあることから、再稼働に同意したいと申し上げた。

- ・議員からは賛同する意見もあった一方、安全協定がまだ十分改定されていない、避難計画についても不十分なところがある等々、再稼働に反対する意見、或いは時期尚早とする意見もありましたが、全体として賛同意見が多かったため、島根原子力発電所2号機の再稼働に同意することを表明した。
- ・ただし、安全は一番大事な部分であることから、同意にあたり中国電力(株)に4つの条件をつけさせていただく。
 - ①常に最新の知見をこの安全対策に取り入れること
 - ②原子力規制委員会における工事計画認可など、所要の法令上の手続きをしっかりと行うこと
 - ③鳥取県それから米子市そして境港市が行う原子力防災対策への協力を誠意を持って行うこと
 - ④引き続き信頼回復と安全文化の醸成に取り組むこと
- ・国に対しても次の事項を要望したい。
 - ①今後の工事の設工認も含めて法令上の手続きを適切に行うこと
 - ②再稼働に伴う課題につきましては政府が責任を持って対応すること
 - ③新たな知見が得られた時には、それを安全対策に適切に反映すること
 - ④武力攻撃を踏まえた原子力発電所の安全について必要な対応を行うこと、またそのことについて市民に情報提供すること
 - ⑤原子力災害時の避難対策について、関係自治体としっかりと協力して支援を行うこと
 - ⑥こうした取り組みに対する財源を確保すること

(伊達境港市長)

- ・3月18日の市議会全員協議会で委員間の討議が、3月22日の全員協議会では議員全員(14名)の意見表明が行われ、その後再稼働の判断をした。
- ・再稼働については、まずは安全が大事であり、これは新規制基準適合性審査で合格したことや中国電力(株)との安全協定によって市民の安全と環境保全の確保が大きく前進した。
- ・住民説明会等では市民から不安の声もたくさん聴取したので、しっかりと市民の理解を得るように努力していく。
- ・中国電力(株)に対する再稼働する条件や国の申し入れについては、避難計画の実効性を高めるため、避難道となる米子境港間の高規格道路の整備と、漁師町である境港の汚染水対策をしっかりと行うことを申し入れたい。

(平井知事)

- ・両市長が心を砕いて説明を尽くしその表明に至ったこと、手に取るように把握をさせていただいた。
- ・最新の知見が得られればすぐに対応すること、工事計画認可申請などの諸手続きにおいて適正に行われること、原子力防災対策に中国電力(株)は協力すべきであること、さらには安全文化を醸成していくべきであること、境港市独自のものとして汚染水対策が重要であるということを確認した。
- ・政府に対しても、これらのことを担保することが政府の責務であり、再稼働についての安全の責任者として政府は役割を果たさなければならないということを強調されていたこと、さらに、米子境港間の道路、財源の問題などの重要な課題を十分に話し合われたその成果を受けとめさせていただいた。今日の両市の話で、大きくベクトル・方向性はそろった。
- ・両市の考え、県議会での様々な意見、県民から寄せられた重要な意見などを十分に反映さ

せながら、住民、地域の負託にこたえられるよう、県として中国電力(株)に対する回答を、さらには国に対して申し入れるべき事項を整理し、明日、県議会と協議する。

(オ) 中国電力(株)への事前報告に対する意見回答(令和4年3月25日) ※資料7に掲載

令和4年3月25日、中国電力(株)に対して、平成25年11月21日付文書で中国電力(株)から報告のあった「原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策」について、安全を第一義として、節目節目で審査結果を報告することなど7項目の条件付きで了解する旨を回答しました。

a 日 時 令和4年3月25日(金) 13時20分～13時35分

b 場 所 鳥取県庁第4応接室

c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
〔中国電力(株)〕芦谷代表取締役副社長

d 発言概要

(平井知事)

- ・安全を第一に7項目を順守していただきたい。再稼働を無条件でOKするものではない。
- ・節目で審査結果をご報告いただき、安全性を確認させていただく。必要な場合は専門家とも協議して意見を言わせていただく。誠意をもって対応していただきたい。
- ・原発への武力攻撃が起きた場合は、緊急停止して安全よりの対策を考えていただきたい。
- ・ヒューマンエラー防止のため、社員のモチベーション、心身の健康を維持していただきたい。
- ・避難計画の安全性向上に全面的にご協力いただき、経費負担について協定を締結していただきたい。
- ・安全協定の改定について、鳥根県と同じように扱うことを文書で差し入れていただきたい。

(芦谷副社長)

- ・7項目については真摯に受け止め、誠意をもって対応させていただく。
- ・武力攻撃を踏まえた最新の知見を安全対策に反映し、取り組んでいく。
- ・汚染水対策等も自主的な対策を引き続き実施していく。
- ・審査に真摯に取り組み、節目でご報告し、内容を住民にわかりやすく説明しながら進めていく。
- ・安全文化の醸成にグループ会社社員も含めて取り組んでいく。
- ・防災対策の財源措置について、継続した内容となるよう誠意を持って対応させていただく。
- ・安全協定の改定について、立地自治体と同様の対応をとるという文書を添えて出したい。
- ・住民にご理解をいただけるよう、さらなる安全性向上を目指し、最大限の努力をしていく。

(カ) 国(経済産業省)への申し入れ等の実施(令和4年3月25日) ※資料8に掲載

令和4年3月25日、経済産業省・細田副大臣に対して、令和3年9月16日に島根原子力発電所2号機が新規制基準適合性審査合格したことに関連して、国から説明を受けた中国電力(株)島根原子力発電所2号機の再稼働へ向けた政府の方針について、中国電力(株)の安全対策を条件付きで了解したことを伝え、10項目の申し入れを行いました。

a 日 時 令和4年3月25日(金) 14時～14時15分

b 場 所 県庁第3応接室 ※WEB方式

c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
〔経済産業省〕細田副大臣兼内閣府副大臣

d 発言概要

(平井知事)

- ・申し入れをしっかりと受けとめていただき、政府内の調整を図っていただきたい。
- ・原発への武力攻撃について、政府を挙げて証してもらいたい。原子炉の緊急停止や国民保

護措置を早急に行っていただきたい。

- ・ 工事計画認可等の厳格な審査、汚染水対策、使用済燃料、避難対策への財源措置、周辺自治体の実態に見合う法的枠組みと財政的配慮、米子境港間の高速道路早期整備なども願います。

(細田副大臣)

- ・ ご要請はしっかりと受けとめ、関係省庁とも共有して、対応させていただく。
- ・ 再稼働は安全確保が最優先であるという姿勢で取り組んでいく。
- ・ 中国電力(株)をしっかりと指導監督していきたい。原子力発電の必要性等を丁寧に説明していく。
- ・ 原発への武力攻撃については政府で対応を検討している。省庁が連携して改めるべきところは改める。
- ・ 事故賠償は政府が責任をもって対処する。使用済燃料や再エネなども国が責任をもって取り組んでいく。
- ・ 周辺自治体の状況を真摯に受けとめて、財政的支援について省庁が連携して前向きに検討する。
- ・ 道路整備を含むいわゆるインフラの整備についても国土交通省などにしっかりと要望を伝えていく。
- ・ 鳥取県の声をしっかりと受けとめ、責任をもってエネルギー政策、原子力政策を進めていく。

(キ) 山陰両県知事会議 (令和4年3月28日) [鳥根県へ鳥取県の考え方を回答]

令和4年3月28日、鳥根原子力発電所2号機に関する「山陰両県知事会議」を開催し、平井知事が鳥根県の丸山知事に対して、鳥根県から令和3年12月14日に依頼のあった「鳥根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく意見照会について回答しました。

a 日 時 令和4年3月28日(月) 16時45分～17時4分

b 場 所 県庁第3応接室 ※WEB方式

c 出席者 [鳥取県] 平井知事
[鳥根県] 丸山知事

d 発言概要

(平井知事)

- ・ 中国電力(株)に対し鳥根2号機の新規制基準適合性に関する安全対策について了解した旨回答したが、安全を第一義として、常に最新知見を反映し安全性向上に努めることなど7項目の条件を強く求めた。
- ・ 今回の回答は、完全な再稼働容認ではなく、今後の工事計画認可や保安規定審査など、節目に中国電力(株)から説明を求め、必要に応じ意見を出しながら、県民の安全を第一義に進めていく考えである旨の回答であること、鳥根県の再稼働判断に反映いただくよう強く願います。
- ・ 国に対する10の申し入れ事項については、原発への武力攻撃が起きた場合は自衛隊などによる防護措置など対策をしっかりと検証していただき、こうした事態になった場合、国の指示をまたず事業者で運転の緊急停止ができるよう指導いただくよう要望するもの。
- ・ 丸山知事の考えも聞きながら、山陰両県で原子力安全に関する協定を検討していきたい。

(丸山知事)

- ・ 7項目については真摯に受け止め、誠意をもって対応する。
- ・ 中国電力(株)に対し、状況に応じ説明を求め、状況を確認し必要な意見を言うことは尤もなこと。
- ・ 武力攻撃が懸念される事態においては、政府からの命令を待たずに、事業者の判断でこの

緊急停止をすることや、自衛隊の対処能力を高めてもらうことは重要なポイント。

- ・国への緊急要望には平井知事にも同席いただき、政府へ強い申し入れをお願いしたい。
- ・提案のあった島根県も加わった形の協定の締結は、鳥取県のお話を伺いながら検討したい。
- ・本日の説明を含め真摯に受け止め、今後島根県としてできる対応の中で反映をしていきたい。

(ク) 山陰両県知事会議（令和4年6月5日） 【鳥取県へ島根県の考え方を説明】

令和4年6月5日、島根県知事が6月2日に島根県議会において島根原子力発電所2号機に関する島根県の判断を表明したことを受け、判断に当たっての島根県の考え方や中国電力(株)及び国への要請事項の概要について、島根県知事から鳥取県知事が説明を受けました。

a 日 時 令和4年6月5日(日) 16時～16時15分

b 場 所 県庁第3応接室 ※WEB方式

c 出席者 〔鳥取県〕平井知事

〔島根県〕丸山知事

d 発言概要

(丸山知事)

- ・島根2号機の再稼働判断に当たっては、住民説明会等での意見、関係自治体の意見、島根県議会の意見などを踏まえ、熟慮を重ねた結果、「島根2号機の再稼働は現状においてはやむを得ない」と考え、再稼働を容認する。
- ・島根県として、中国電力(株)への事前了解及び国への回答の際には、必要な事項について要請を行う。

(平井知事)

- ・この度は関係自治体の意見を聴取し、様々な考慮の上で慎重な判断を下されたものと推察する。
- ・中国電力(株)及び政府への要請にあたっては、次の項目について要請事項に追加するか、その内容を口頭で補っていただきたい。

①中国電力(株)への要請

工事計画認可等の手続きに際して鳥取県等関係自治体から意見があればそれぞれ誠意を持った対応を行うこと

②内閣府への要請

周辺自治体も原子力防災対策を行わなければならない実情にあることから、周辺自治体のこうした現実に対して見合うよう相応の財政的な配慮を行うこと

③経済産業省への要請

米子・境港間の高規格道路が必要であり早期に整備を行うこと

(丸山知事)

- ・平井知事からご指摘をいただいた3点の要請事項については、島根県からの要請事項にこうした内容が含まれていることから、要請事項の文言はこのままとさせていただくが、それぞれ要望の際に明確に伝えていく。

イ 鳥取県原子力安全顧問による検証

鳥取県原子力安全顧問会議では、審査の申請が行われた平成25年以降、令和3年9月の審査合格まで、県原子力安全顧問会議を12回、ワーキンググループを8回、現地視察を3回行い、各顧問からの専門的・技術的観点から抽出した論点について審査内容を



慎重に確認しました。

(ア) 原子力安全顧問による現地視察（令和3年10月17日）

- a 日 時 10月17日(日) 14時5分～17時30分
- b 場 所 島根原子力発電所
- c 出席者〔原子力安全顧問〕占部顧問、神谷顧問、富永顧問、北田顧問、牟田顧問、佐々木顧問、香川顧問、西田顧問、河野顧問（9名）
〔鳥取県〕水中危機管理局長他
- d 結果概要
- ・特に安全性と専門性の高い対策について、重点的に確認した。
 - ・特に事故対応の拠点となる緊急時対策所や本県が対応を求めた汚染水対策（止水壁）、屋外のポンプ車等から原子炉格納容器等に注水するための可搬型設備接続口、2号機内での水素爆発防止用に設置された水素処理装置、炉心溶融の耐熱材として格納容器床面に設置したコリウムシールド等を確認した。

(イ) 原子力安全顧問会議（令和3年11月8日）

- a 日 時 11月8日(月) 9時30分～12時5分
- b 場 所 米子コンベンションセンター 2階 国際会議室（米子市末広町）
- c 出席者〔原子力安全顧問〕占部顧問、藤川顧問、甲斐顧問、神谷顧問、富永顧問、北田顧問、牟田顧問、望月顧問、香川顧問、西田顧問、河野顧問（11名）
〔国〕原子力規制庁(WEB)、内閣府、資源エネルギー庁の各担当者
〔鳥取県〕平井知事、水中危機管理局長 他
- d 議題
- ・島根原子力発電所2号炉の審査結果（原子力規制庁：WEB説明）
 - ・島根地域における原子力防災の取組と国の支援体制（内閣府）
 - ・国のエネルギー政策（資源エネルギー庁）
 - ・島根原子力発電所2号炉新規制基準への適合性に関する取りまとめ概要(案)（鳥取県）
- e 結果概要
- ・国から島根2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策について説明を受け質疑を行った。
 - ・島根原子力発電所2号炉新規制基準への適合性に関する取りまとめ概要(案)について協議した。

(ウ) 原子力安全顧問会議（令和3年11月17日）

- a 日 時 11月17日(水) 14時～15時
- b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
- c 出席者〔原子力安全顧問〕占部顧問、藤川顧問、富永顧問、北田顧問、望月顧問、香川顧問、西田顧問、遠藤顧問*、神谷顧問*、片岡顧問*（10名）*WEB参加
〔鳥取県〕平井知事、水中危機管理局長他
〔関係自治体〕米子市 佐小田防災安全監*、境港市 黒崎防災監 *WEB参加
- d 議題
- ・島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果の検証に関する鳥取県原子力安全顧問会議意見について
- e 結果概要
- ・顧問がこれまでに確認した内容について分野別に総括を行い、顧問会議意見を県に提出した。



【分野別の総括】

分野	確認した内容
地震・津波	宍道断層と鳥取沖西部断層に連動性がないことや基準地震動の妥当性、津波や火山対策の有効性について、施設の安全機能が損なわれないことを確認した。
プラント	自然災害により設備の安全機能が損なわれないこと、航空機落下への備え、万一重大事故に至った場合に備えて整備したフィルタベントや水素爆発防止装置、緊急時対策所など、重大事故対策の有効性を確認した。
汚染水	県が中国電力(株)に対応を求めた汚染水対策について、新規制基準で求められる対策に加えて、中国電力(株)が自主的に行った汚染水の外部流出対策、地下水流入対策の有効性を確認した。
発電所内外の対応	環境放射線モニタリングによる放射線管理、原子力防災訓練による対応能力強化、重大事故時に対応可能な組織体制整備、原子力安全文化醸成の取組、避難計画の実効性向上に向けた支援等について確認した。
総括	原子力規制委員会が審査を行い、新規制基準に適合したと判断した島根2号炉について、専門的観点から抽出した論点に対する適切な対策が講じられ、中国電力(株)の自主的な安全対策により安全確保に必要な対策が講じられていることを技術的に確認した。

【原子力安全顧問会議意見】

- ・顧問会議は、島根2号炉の安全確保に必要な対策が講じられていることを確認した。
- ・中国電力(株)に対しては、引き続き最新の知見を適切に取り入れて安全性向上に努めること、安全対策の信頼性を高め、機器の冗長化や機器間の従属性等を考慮した設計を行うこと、緊急時の予測困難な事態に対応できるよう人材育成を進めることを求める。
- ・また、協力会社を含めた社員一人ひとりが常に安全を第一に考え、地域住民に安心していただけるよう、原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。

(工) 原子力安全顧問会議（令和4年3月18日）

- a 日 時 3月18日(金) 11時30分～12時35分
- b 場 所 県庁災害対策本部室（県庁第二庁舎3階）
- c 出席者 〔県原子力安全顧問〕 香川顧問、占部顧問*、遠藤顧問*、藤川顧問*、
神谷顧問*、富永顧問*、吉田顧問*、片岡顧問*、
北田顧問*、佐々木顧問*、望月顧問*、西田顧問*、
河野顧問*、梅本顧問*（14名）*WEB参加
〔鳥取県〕 平井知事、危機管理局長
〔米子市〕 伊木市長*
〔境港市〕 伊達市長* *WEB参加

d 議題

- ・島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果等に対する米子市・境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員等の意見の確認について

e 結果概要

- ・「島根原子力発電所2号炉の新規制基準適合性審査結果等に関する鳥取県原子力安全顧問会議の意見（令和3年11月17日報告）」の報告以降、米子市・境港市の原子力発電所環境安全対策協議会委員等から寄せられた、島根原発2号炉の安全性等に関する意見・疑問に対して、原子力安全顧問から丁寧に、真摯に説明いただいた。

ウ 県・市の行政職員への説明

県・市の行政職員が、中国電力(株)と国から島根原子力発電所2号機の審査結果やエネルギー政策について説明を受け、質疑を行いました。

開催日	テーマ	説明者
令和3年10月7日	地震や津波に関する審査結果の確認	中国電力(株)
10月12日	設計基準事故対策に関する審査結果の確認	中国電力(株)
10月21日	重大事故対策に関する審査結果の確認	中国電力(株)
11月15日	エネルギー政策に関する確認	資源エネルギー庁

エ 議会への説明

国(原子力規制庁、内閣府、資源エネルギー庁)及び中国電力(株)が2号機の審査の概要、原子力防災の取組、国のエネルギー政策、島根原子力発電所の必要性を県・市のそれぞれの議会に説明しました。

- ・ 県議会議員全員協議会(令和3年10月8日)
- ・ 米子市議会全員協議会(令和3年11月11日)
- ・ 境港市議会(令和3年11月12日)

オ 県民への説明

県・市は、島根原子力発電所2号機の審査結果をはじめ、原子力防災の取組やエネルギー政策などの説明を聞く機会を提供するため、住民説明会を開催しました。また、中国電力(株)においても、県・市の要請に基づき、住民説明会を開催しました。

(ア) 県・市主催住民説明会

県・市の主催による住民説明会を開催し、国と中国電力(株)から島根原子力発電所2号機の審査結果、原子力防災、エネルギー政策、島根原子力発電所の概要と必要性について説明を受け、質疑を行いました。また、避難先となる県東部・中部エリアを対象に、県・市から避難計画の説明を行い、質疑を行いました。

項目	説明内容	説明者
島根2号機の審査結果	2号機の新規制基準適合性審査の内容及び結果の概要	原子力規制庁
原子力防災の取組	島根地域の避難計画及び防災力向上に向けた取組	内閣府
国のエネルギー政策	エネルギー基本計画に基づく原子力政策及び再稼働へ向けた政府の方針	資源エネルギー庁
島根原発の概要と必要性	島根原発の概要と原子力発電の必要性、安全への取組	中国電力(株)
避難計画	避難計画及び避難計画の実効性向上に係る取組	県・市

開催日	エリア	会場	説明者	参加人数
令和3年10月24日	米子市	米子市文化ホール	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	109人
10月30日	境港市	SANKO 夢みなとタワー	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	69人
11月18日	県東部	とりぎん文化会館	規制庁（録画映像）、県・市	27人
11月23日	県中部	ホテルセントパレス倉吉	規制庁（録画映像）、県・市	19人
11月24日	県西部	県西部総合事務所	規制庁、内閣府、エネ庁、中電	21人



(イ) 鳥取県原子力安全対策合同会議

県・市主催の住民説明会以外にも鳥取県原子力安全対策合同会議を開催し、住民からの意見を聴取しました。

回数	内容
令和3年度 第1回 (11月8日)	中国電力(株)から鳥根原子力発電所の安全対策と必要性、国(資源エネルギー庁、内閣府、原子力規制庁)からエネルギー政策や原子力防災の取組、鳥根2号機の審査結果を聞き取った上で住民意見を聴取。
令和3年度 第2回 (11月22日)	原子力安全顧問から、2号機の審査結果に関する検証結果(原子力安全顧問会議意見)の説明を受けた上で住民意見を聴取。
令和3年度 第3回 (2月16日)	米子市と境港市の原子力発電所環境安全対策協議会での意見について県へ報告。

(ウ) 中国電力(株)主催住民説明会等

中国電力(株)は、鳥根原子力発電所の概要、安全対策、新規制基準適合性審査の状況等について説明を行いました。

【自治体向け説明会(一般傍聴可)】

2県6市は、中国電力(株)より鳥根原子力発電所2号機の設置変更許可の概要等について説明を受けました。

回数	開催日	内容
第35回	令和3年9月24日	設置許可の全体概要と令和3年6月3日の審査会合の水素対策

【住民説明会】

場所	開催日	参加人数
境港市文化ホール	令和3年10月15日(金)	47名
米子コンベンションセンター	10月18日(月)	45名

【現地視察（米子市・境港市原子力発電所環境安全対策協議会）での説明】

米子市：令和3年10月18日、境港市：令和3年10月28日

（エ） その他（境港市住民説明会）

島根原子力発電所2号機の審査結果について、中国電力(株)から説明を聞くとともに、市から原子力防災の説明を行いました。

日 時	会 場	参加人数
令和3年11月15日 19時～21時	渡公民館	12名
11月17日 19時～21時	中浜公民館	17名
11月19日 19時～21時	上道公民館	15名
11月21日 14時～16時	境公民館	13名
11月22日 19時～21時	余子公民館	17名
11月24日 19時～21時	外江公民館	5名
11月26日 19時～21時	誠道公民館	15名

（2） 島根2号機の安全対策に係る中国電力への意見提出への対応

鳥取県は、平成25年11月21日の事前報告に対して、専門家意見、住民意見、両市の意見、県議会の意見を踏まえて、令和4年3月25日に安全を第一義として、審査結果を報告することなど7項目の条件付きで了解する旨を回答しました。この回答をもって安全協定に基づく手続きは完了しましたが、令和4年3月25日に付した条件に基づき、令和6年10月10日に中国電力に対して、安全を第一義として、責任ある対応を求める意見を提出しました（※資料13に掲載）。その際、併せて令和6年1月1日に発生した能登半島地震等の教訓を踏まえて対応するよう申し入れました。中国電力(株)は、令和7年2月18日に意見に対して回答しました。

ア 鳥取県等における対応

（ア） 令和6年度第1回原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

令和6年能登半島地震を踏まえた島根2号機に係る安全対策や「島根地域の緊急時対応」に関する中国電力(株)や国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）へ申入れ内容について協議しました。

- a 日 時 令和6年4月4日（木）14時～14時15分
- b 場 所 第4応接室（県庁本庁舎3階）
- c 対応者 平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）
- d 議 題 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る中国電力(株)及び国への申入れについて
- e 結 果 申入れ内容について協議し、合意した。



（イ） 中国電力への申入れ

- a 日 時 令和6年4月4日（木）14時50分～15時10分
- b 場 所 中国電力鳥取支社大会議室（鳥取市新品治町1-2）
- c 対応者 〔中国電力(株)〕北野代表取締役副社長、長谷川島根原子力本部長、藪根鳥取支社長〔鳥取県等〕平井知事、伊木市長（米子市）、伊達市長（境港市）

d 申入れ内容

令和6年能登半島地震を踏まえた島根原子力発電所の安全対策について

e 中国電力(株)からの主な発言

- ・現時点では追加対策は不要と考えているが、国や電力事業者独自で実施している能登半島地震の検証を踏まえ、新たな知見があれば適切に対応する。
- ・安全性の追求に終わりはないという覚悟のもと、仮に事故が発生しても被害を発電所構内に止めるような安全性の向上を不断に追求していく。



規制委員会・片山長官への申入れ

(ウ) 国への申入れ

- a 日時 令和6年4月5日(金)
- b 対応者 平井知事、伊達市長(境港市)、伊澤副市長(米子市)
- c 申入れ省庁、面会者等

申入省庁	原子力規制委員会	内閣府	経済産業省
申入内容	令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について ※資料10に掲載	令和6年能登半島地震を受けた「島根地域の緊急時対応」の確認について ※資料11に掲載	令和6年能登半島地震を受けた島根原子力発電所2号機の安全性について ※資料12に掲載
面会者 〔場所〕	片山原子力規制庁長官 〔原子力規制委員会〕	伊藤内閣府特命担当大臣 (兼環境大臣) 〔環境省〕	岩田経済産業副大臣 〔経済産業省〕
申入に対する 主な発言	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保に影響のある問題は生じておらず、新たな知見があれば規制基準に取り入れるか議論を進める。 ・島根原発2号機は、非常用電源の確保、断層連動の可能性等について審査で確認しており、現時点で判断を変える新たな知見はない。 ・屋内退避の運用のあり方について検討チームにて議論を進めるが、避難計画の改定を求めものではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応は元々、複合災害を想定している。 ・避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は具体的かつ合理的であり、直ちに計画の改定を求めるものはない。 ・原子力防災の備えに終わりや完璧はなく、今後も充実強化に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原発の再稼働は安全性の確保が大前提である。 ・『新規制基準の審査に既に合格した原発は現時点で運転停止を命令する考えはない』との規制委の見解を確認している。 ・『県等の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は具体的かつ合理的である』との内閣府の見解を確認している。 ・原子力規制の下で事業者に不断の安全性の向上に努めるよう指導していく。

d 申入内容

(原子力規制委員会)

- 1 令和6年能登半島地震では半島北側の沿岸部の断層が150キロ程度にわたって動いたとみられ、志賀原子力発電所2号機において使用済燃料プールのスロッシングによる溢水、変圧器の油漏れ及び外部電源の一部喪失が確認された。島根原子力発電所2号機において同様の事象が起きる可能性及び安全機能への影響並びに宍道断層と鳥取沖断層との連動性も含めて新規制基準の審査結果は引き続き妥当であるのか。改善が必要であるなら、どのような対策が求められるのか。
- 2 志賀原子力発電所が同地震直後に行った情報発信では、主変圧器の火災報告及び水位報告が後に訂正されるということ並びに周辺モニタリングポストの欠測があったが、事業者に対してどのような改善策を求めていくのか。改善が必要であれば、島根原子力発電所についてはどうするのか。
- 3 屋内退避の運用についての検討は、当県、米子市及び境港市の地域防災計画・避

難計画について修正を必要とする影響はあるのか。

(内閣府 (原子力防災))

- 1 令和6年能登半島地震では道路被災による長期間の孤立、家屋倒壊、放射線防護対策施設の被災等により、屋内退避や避難が困難となる可能性のある状況が発生したが、原子力防災会議で了承された「島根地域の緊急時対応」は同地震を踏まえても、複合災害時における屋内退避及び避難の実効性は十分に担保されていると考えるのか。当県の避難計画を改定する必要はあるのか。
- 2 屋内退避や避難が困難となった場合における警察、消防、自衛隊等の実動組織による支援体制を含めた国を挙げた万全の措置はどのように行われるのか。
- 3 避難計画の実効性を継続的に向上させるため、当県等が策定している地域防災計画・避難計画の更なる充実、強化に対して、どのような継続的支援を行うのか。

(経済産業省)

- 1 島根原子力発電所2号機の再稼働の是非の判断に当たっては安全が第一義であると考えが、この度の地震を踏まえても求められる安全性は引き続き確保されているのか。
- 2 令和6年能登半島地震を受け、中国電力株式会社に対し島根原子力発電所2号機の安全確保に向けてどのような対策を求めるのか。
- 3～5 原子力規制委員会への照会事項の1、2、3
- 6～8 内閣府(原子力防災)への照会事項の1、2、3

(エ) 原子力規制委員会との意見交換 [主催：原子力規制委員会]

島根2号機の安全対策について、原子力規制委員会と意見交換を行いました。この意見交換は、原子力規制委員会が、原子力発電所が立地する地元関係者と意見交換を行うために各地域で順々に行っているもので、今回、島根地域で初めて開催されました。

- a 日時 令和6年7月20日(土)13時～15時
- b 場所 島根県原子力防災センター
- c 出席者 [関係自治体](2県6市首長)

平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長
丸山島根県知事、上定松江市長、飯塚出雲市長、田中安来市長、石飛出雲市長
[原子力規制委員会] 山中委員長、伴委員
[中国電力(株)] 中川社長、北野副社長 他



- d 議題 島根原子力発電所に関する地元関係者及び事業者との意見交換
- e 主な結果

- ・山中委員長から、現在のところ能登半島地震から規制に反映すべき新知見がなく、現行の審査基準で適切な審査ができていて、新知見が得られたらすぐに対応する旨の発言があった。
- ・鳥取県等からは能登半島地震を踏まえても島根2号機の安全性が担保されることについて、その判断の理由を含めて文書で回答するよう求め、山中委員長から分かりやすい資料を添付した上で対応する旨の回答があった。

(オ) 内閣府(原子力防災)との意見交換 [主催：島根県]

能登半島地震を踏まえ、避難計画の実効性について国の考え方を確認し、国の原子力防災の取組に関する意見交換を行うために実施しました。

- a 日時 令和6年7月20日(土)15時45分～17時30分
- b 場所 島根県庁 講堂

- c 出席者 〔関係自治体〕（2県6市首長）
平井知事、伊木米子市長、伊達境港市長
丸山島根県知事、上定松江市長、飯塚出雲市長、田中安来市長、石飛出雲市長
〔内閣府（原子力防災）〕松下政策統括官、
福原地域原子力防災推進官
- d 議題 令和6年能登半島地震を踏まえた対応について
（意見交換）
- e 主な結果



- ・鳥取県等からは能登半島地震を受けても「島根地域の緊急時対応」に実効性があることについて、その判断の理由を含めて文書で回答するよう求め、内閣府（原子力防災）からは協議・相談させていただきたい旨の回答があった。

（内閣府（原子力防災））

- ・「島根地域の緊急時対応」は複合災害を想定しているため、能登半島地震が起きたことによって、この緊急時対応が原子力災害対策指針等に照らして具体的かつ合理的であるということが何ら変わるものではない。
- ・内閣府（原子力防災）が石川県職員とともに行った能登半島地震に係る志賀地域の被災状況の調査結果から、住民の避難ルートは迂回路の併用などにより通行可能であったと考えられる。

（カ）令和6年度第2回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

令和6年能登半島地震を踏まえて鳥取県等が4月に行った中国電力(株)及び国への申入れについて、文書による回答を受けました。あわせて、中国電力(株)から安全対策工事の状況報告を受け、今後の対応方針を協議しました。

- a 日時 令和6年8月9日（金）10時～10時55分
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
〔米子市〕伊木市長
〔境港市〕伊達市長
〔経済産業省〕山田資源エネルギー政策統括調整官
〔中国電力(株)〕三村島根原子力本部長、森田鳥取支社長



- d 議題
- ・能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力(株)への申入れの回答
 - ・島根原子力発電所2号機の安全対策工事実施状況
- e 主な結果
- ・能登半島地震を受けて4月に国及び中国電力(株)へ申し入れたことに対する回答があった。

（原子力規制委員会）

現時点で規制に反映させるべき新知見はなく、審査結果の見直しは必要ない。

（内閣府（原子力防災））

「島根地域の緊急時対応」は自然災害との複合災害を想定して策定されており、現段階での見直しは不要。

（経済産業省）

原子力事業者に対して安全性向上に向けて不断に取り組むよう指導する。

(中国電力(株))

「安全性の向上に終わりが無い」との考えのもと、自主的な改善を図っていく。

- ・知事からは、疑問に対する一定の回答が得られ、誠実に回答いただいたことは評価する旨の発言があり、回答の妥当性を精査するため、専門家である原子力安全顧問の意見を聞く旨の発言があった。
- ・中国電力(株)から、主要設備の設置が完了して発電所の安全対策工事を確認できる段階になっているとの発言があった。
- ・知事は米子市長及び境港市長とともに、安全対策工事について現地視察をする意向を示した。
- ・今回説明のあった国及び中国電力(株)の回答を原子力安全顧問会議で確認することや島根2号機の安全対策工事の状況を原子力安全顧問が現地で確認する方針が示された。

(キ) 知事、両市長による2号機の視察

令和6年8月9日の原子力安全対策PT会議(コアメンバー)において、中国電力から2号機の安全対策工事において各設備の本体設置が完了したとの報告を受けたことから、知事等が直接安全対策工事の状況を確認するために、2号機を視察しました。

a 日時 令和6年9月8日(日)14時55分～17時

b 視察者 〔鳥取県〕平井知事、水中危機管理部長
〔米子市〕伊木市長、松本防災安全監
〔境港市〕伊達市長、大道防災監

c 対応者 〔中国電力(株)〕北野副社長、三村島根原子力本部長、
岩崎島根原子力発電所長 他

d 視察内容

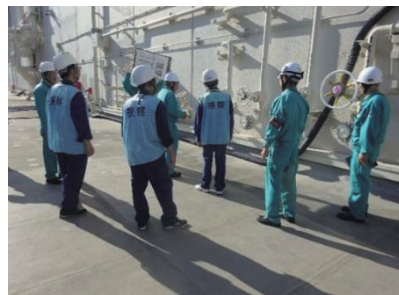
今回は新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察をした。

- ・地震・津波対策(耐震補強、防波壁、津波漂流物対策)
- ・電源設備(ガスタービン発電機(非常用電源)、耐震の緊急用開閉所(外部電源の強化))
- ・注水設備(低压代替注水、送水車(可搬設備))
- ・フィルタベント、火災防護、溢水対策等

e 主な結果

(平井知事)

- ・安全対策についてつぶさに説明を受け、福島第一原子力発電所事故の反省、新規制基準に基づく深層防護の考えで工事がされていることを確認した。
- ・予定された工事は順調に終わってきているということは理解したが、安全対策に終わりはない。不断の安全対策の向上が今後も必要となってくる。
- ・今後、専門家の意見や住民の意見を聞いていく必要がある。



(ク) 令和6年度第3回鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議（コアメンバー）

島根原子力発電所2号機の安全対策について、中国電力(株)への意見及び国への要望について協議しました。

- a 日時 令和6年10月5日（土）15時30分～15時50分
- b 場所 米子ワシントンホテルプラザ 2階「らん」（米子市明治町125）
- c 出席者 平井知事、伊木市長(米子市)、伊達市長(境港市)
- d 議題 島根原子力発電所2号機の安全確保に係る中国電力(株)への意見案、国への要望案について
- e 主な結果

(平井知事)

回答案等について異論がないものとし、今後、県議会との手続きを進めていく。

(伊木市長)

周辺自治体としては安全が何より重要である。また、原子力防災に取り組む上で、人件費等の財政支援を中国電力(株)、国に対してしっかり申し出を行いたい。

(伊達市長)

中国電力(株)に対しては、職員の安全文化の醸成に一層取り組んでいただきたいこと、プルサーマル発電の実施の際には適切に対応していただきたいことをしっかり申入れ、避難計画の実効性の向上に向けた国の支援をしっかりと要望させてもらう。



(ケ) 中国電力への回答

令和4年3月25日に付した条件に基づき、中国電力(株)に対して、安全を第一義として、責任ある対応を求める意見を提出しました。

- a 日時 令和6年10月10日(木) 13時30分～13時50分
- b 場所 県庁第4応接室
- c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
〔米子市〕伊木市長
〔境港市〕伊達市長
〔中国電力(株)〕北野副社長、三村原子力本部長、森田鳥取支社長
- d 意見 令和6年能登半島地震をはじめ最新の科学的知見の安全対策への反映、組織的・人間的な面での安全な運用体制の確立、使用前事業者検査等の真摯な実施、円滑な避難のための継続的な財源措置等の10項目



(コ) 国への要望

島根2号機の安全対策について中国電力(株)へ意見を申し入れたことに伴い、中国電力(株)に求めた対応が確実に履行されるよう、原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省に対して以下のとおり要望活動を行いました。

申入省庁	原子力規制委員会	内閣府（原子力防災）	経済産業省
申入内容	島根原子力発電所2号機の安全対策について		
	※資料14に掲載	※資料15に掲載	※資料16に掲載
要望日	10月11日（金）	10月24日（木）	10月25日（金）

対応者	片山長官	国定政務官	上月副大臣
出席者	平井知事 伊木米子市長 伊達境港市長	平井知事 伊達境港市長	平井知事

(サ) 中国電力の回答

令和6年10月10日に米子市及び境港市と連名で中国電力(株)に提出した島根2号機の安全対策に係る意見に対して、中国電力(株)から回答を受けました。

- a 日時 令和7年2月19日(水)15時30分～15時45分
- b 場所 第4応接室(本庁舎3階)
- c 対応者 [鳥取県]平井知事
[中国電力(株)]北野副社長 他
- d 中国電力(株)からの回答に対する知事的主要コメント
 - ・財源措置が鳥根県側で拡大されることになり、同じように原子力防災を行わなければならない米子市、境港市と鳥根県側の周辺市とで格差が広がることから、そのことを踏まえ協議に真摯に対応してもらいたい。
 - ・島根2号機でのプルサーマルは、鳥取県は安全協定の一環と捉えており、説明だけではなく、安全協定に基づき協議をしていただき、鳥取県が意見を述べる機会が必要である。
 - ・使用済燃料については、「今後10年程度は燃料プールが満杯になることはない」との回答であるが、その10年間で搬出できるかどうか分からないことから、引き続き状況を注視していく。
 - ・安全を第一義として安定した運転に取り組むことが重要であり、専門家も交え厳しく監視していく。

イ 鳥取県原子力安全顧問による確認

鳥取県原子力安全顧問は、原子力安全顧問会議や現地視察により、各顧問からの専門的・技術的観点から審査内容を確認しました。

(ア) 令和6年度第1回原子力安全顧問会議

中国電力や原子力規制庁から審査結果を顧問へ説明し、専門的な観点から確認していただきました。

- a 日時 令和6年7月8日(月)9時30分～12時15分
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 出席者 [鳥取県]平井知事
[県原子力安全顧問](17名中14名出席)

占部顧問、北田顧問、牟田顧問、望月顧問、藤川顧問、甲斐顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、佐々木顧問、香川顧問、西田顧問、河野顧問、梅本顧問

[原子力規制庁] 齊藤安全規制調整官 他
[中国電力(株)] 森田鳥取支社長 他
[オブザーバー] 米子市、境港市

d 議題

- ・島根原子力発電所1号機及び2号機の審査結果等(1号機：廃止措置計画変更認可、2号機：設計及び工事計画認可、保安規定変更認可)



- ・ 令和6年能登半島地震を受けての確認結果等
 - ・ 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案
 - ・ 令和5年度環境放射線等測定結果、令和6年度環境放射線等測定計画
- e 主な結果
- ・ 島根1号機の廃止措置計画変更認可の審査結果は妥当であると判断された。
 - ・ 島根2号機（設計及び工事計画認可、保安規定変更認可）の審査結果について原子力規制庁及び中国電力(株)から説明があり、主に中国電力(株)の原子力安全文化活動が確認された。
 - ・ 令和6年能登半島地震を受けての島根2号機への影響に関する確認結果等について中国電力から説明があり、原子力安全顧問からは、地震に関する新しい知見の収集に努めること、災害時においても正確な情報発信をできるだけ早くすること、海への油の流出を防ぐ対策を講ずること等の意見があった。
 - ・ 県地域防災計画の修正、環境放射線測定結果・測定計画について、顧問会議の了承を得た。

(イ) 令和6年度第2回原子力安全顧問会議

国及び中国電力(株)への申入れに対する回答及び中国電力(株)の安全対策工事の状況を専門的な観点から確認していただきました。

- a 日時 令和6年8月20日（火）11時～12時15分
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 出席者 〔鳥取県〕平井知事
〔県原子力安全顧問〕（18名中11名出席）
神谷顧問、富永顧問、北田顧問、望月顧問、片岡顧問、佐々木顧問、河野顧問、梅本顧問、藤川顧問、西田顧問、野口顧問
〔内閣府（原子力防災）〕林田参事官補佐
〔経済産業省〕前田原子力立地政策室長
〔中国電力(株)〕森田鳥取支社長、井田島根原子力本部副本部長、永山マネージャー、高取マネージャー
〔オブザーバー〕米子市、境港市
- d 議題
- ・ 能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力(株)への申入れに対する回答
 - ・ 島根原子力発電所2号機の安全対策工事の実施状況
 - ・ 島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に係る審査状況
- e 主な顧問のコメント
- ・ 各回答については適切な内容。能登半島地震において安全上重要な機器の損傷が全くなかったことについて、十分に広報する必要がある。
 - ・ 緊急時の情報発信については、正確かつ迅速に行うよう留意してもらいたい。
 - ・ 国から新たに能登半島エリアの活断層長期評価が公表されたが、島根原子力発電所の基準地震動及び基準津波の評価に影響することはなく、見直す必要はない。
 - ・ 原子力安全顧問が現地視察をする方針を決定した。
 - ・ 特定重大事故等対処施設における原子炉格納容器内の冷却用の水源については、規制要求に基づき、必要な容量を確保していることを確認した。

(ウ) 2号機の視察

令和6年8月9日の原子力安全対策PT会議（コアメンバー）や8月20日の原子力安

全顧問会議において、2号機の安全対策工事の各設備に関して中国電力(株)からの説明を受け、専門的な視点で安全対策工事の状況を確認するため、原子力安全顧問が2号機を視察しました。

a 日時・視察者（12名）

令和6年8月24日（土）13時～17時

占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、神谷顧問、香川顧問、北田顧問、望月顧問、佐々木顧問（8名）

令和6年9月5日（木）13時～17時

牟田顧問、梅本顧問、富永顧問、吉橋顧問（4名）

b 視察内容

今回は新規制基準で新たに求められた耐震補強、津波対策、注水設備やフィルタベント等の重要な設備、能登半島地震で影響のあった電源等を中心に視察をした。

- ・地震・津波対策（耐震補強、防波壁、津波漂流物対策）
- ・電源設備（ガスタービン発電機（非常用電源）、耐震の緊急用開閉所（外部電源の強化））
- ・注水設備（低圧代替注水、送水車（可搬設備））
- ・フィルタベント、火災防護、溢水対策等

c 視察後の顧問の主なコメント

- ・多様な設備の整備が進み、再稼働に向けて相当な準備が行われていることを確認した。
- ・耐震性が向上し、冷却システムや火災防護に関する設備が充実し、ハード面においてかなり進んでいるような印象を受けた。
- ・2号機の安全対策の状況について、着実に対応がなされていることを確認した。
- ・訓練や安全文化の醸成が重要であり、訓練を通じて対応能力を高めるとともに、通常作業においても意識するようにして欲しい。



(エ) 令和6年度第3回原子力安全顧問会議

鳥取県が中国電力(株)に対して意見を述べる際の参考とするために、2号機の新規制基準合格以降に作られた重要な安全対策工事、申入れに対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力(株)の回答等について、これまでの審査結果をもとに顧問意見をとりまとめました。

a 日時 令和6年9月9日（月）11時30分～12時15分

b 場所 米子コンベンションセンター（米子市末広町294）

c 出席者 〔鳥取県〕平井知事、水中危機管理部長
〔県原子力安全顧問〕（13名）

占部顧問、北田顧問、望月顧問、遠藤顧問、藤川顧問、神谷顧問、富永顧問、片岡顧問、吉橋顧問、佐々木顧問、香川顧問、梅本顧問、野口顧問

〔米子市〕伊木市長、松本防災安全監

〔境港市〕伊達市長、大道防災監

d 議題 2号機の安全対策について

e 結果

2号機の後段規制の審査結果、安全対策工事、申入れに



対する国（原子力規制委員会、内閣府、経済産業省）及び中国電力(株)の回答並びに南海トラフ地震の影響に対する国の回答について、顧問意見を取りまとめ、知事に報告しました。

＜顧問意見：総括＞

能登半島地震を踏まえた申入れに対する国(原子力規制委員会、内閣府、経済産業省)及び中国電力(株)の回答は妥当なものと判断する。その上で新規制基準に基づく原子力規制委員会による審査結果が妥当であり、避難計画が複合災害を想定し、実効性のある計画であることを確認した。

ただし、規制要求を満足することは最低限のことであり、安全性の向上に終わりはなく、最新の知見を収集し、人材育成を進め、安全性向上に向けた不断の取組が必要であり、地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、安全を第一義として原子力安全文化の醸成に努め、住民等へのわかりやすい説明と積極的な情報公開を行うことを求める。

(オ) 令和6年度第5回原子力安全顧問会議

島根原子力発電所2号機の再稼働工程や中国電力(株)の運転体制、県の再稼働に係る監視体制及び今後の監視体制、昨年11月に実施した原子力防災訓練(実動訓練)を踏まえた次年度の防災訓練について顧問へ説明し、専門的な観点から確認していただきました。

a 日時 令和7年2月6日(木)17時～18時5分

b 場所 県庁災害対策本部室

c 出席者 〔鳥取県〕 平井知事

〔県原子力安全顧問〕(18名中13名出席)

占部顧問、遠藤顧問、藤川顧問、富永顧問、片岡顧問、北田顧問、牟田顧問、吉橋顧問、望月顧問、佐々木顧問、香川顧問、野口顧問、梅本顧問

〔中国電力(株)〕 森田鳥取支社長、井田原子力本部副本部長

〔オブザーバー〕 米子市、境港市

d 議題

- ・島根原子力発電所2号機の再稼働工程及び運転体制について
- ・島根原子力発電所2号機の監視体制について
- ・原子力防災訓練について

e 主な顧問のコメント

- ・初動体制の増強には一定の評価をする。
- ・当該水位計のように新しく導入した機器の挙動が手順書等に正しく反映されていないケースが他にもあるかもしれないので、留意すること。
- ・安全運転のためにはナレッジマネジメントが重要であり、個人の持つ知識・情報を組織で活用し、体系的に管理できるよう取り組むこと。
- ・鳥取県の監視体制が住民の不安解消に繋がったことは評価できる。今後も住民の要望を捉えた対応を進めること。
- ・運転サイクル毎に常に自主的な安全性向上が求められている事業者は、ソフト、ハードともに安全向上を進め、県と米子市、境港市は監視できる体制に努めるとともに、顧問としても県等と連携して、監視を進める。

ウ 県・市の行政職員への説明

2県6市の自治体職員は、中国電力(株)から審査状況等について説明を受けました。

回数	開催日	内容
第36回	令和4年7月11日	設計及び工事の計画認可申請の審査状況について
第37回	令和5年5月16日	設計及び工事の計画認可申請の審査状況について 特定重大事故等対処施設等の審査状況について
第38回	令和6年4月4日	保安規定変更認可申請の審査状況について 特定重大事故等対処施設等の審査状況について 1号機の廃止措置計画変更認可申請の審査状況について

エ 議会への説明

令和6年9月13日の地域県土警察常任委員会で、原子力規制庁から2号機の設計及び工事の計画、保安規定変更、特定重大事故等対処施設等の審査概要について、国（原子力規制庁、内閣府、経済産業省）から4月の申入れに対する回答について議会に説明しました。

また、同年9月17日の同常任委員会で、原子力安全顧問及び米子・境港市の住民代表から意見聴取を行ったことを報告、同年10月7日の同常任委員会で、米子市及び境港市の意見を基本に原子力安全顧問、住民及び県議会の意見を踏まえ、中国電力(株)への意見案、国への要望案について議会に報告しました。

オ 住民への説明

令和6年度第1回原子力安全対策合同会議を開催し、国（原子力規制庁、内閣府、経済産業省）、中国電力(株)及び原子力安全顧問から、2号機の審査結果や申入れへの回答、原子力安全顧問の意見（専門家意見）等について説明し、住民代表である安全対策協議会委員から意見を聴取しました。

- a 日時 令和6年9月9日（月）13時30分～16時
- b 場所 米子コンベンションセンター
- c 出席者 〔鳥取県〕平井知事、水中危機管理部長 他
〔米子市〕米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員（32名中23名）
〔境港市〕境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員（33名中21名）
〔県原子力安全顧問〕（11名）
占部顧問、北田顧問、望月顧問、遠藤顧問、神谷顧問、富永顧問、
片岡顧問、吉橋顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問
〔原子力規制庁〕渡邊安全規制管理官 他
〔内閣府〕福原地域原子力防災推進官 他
〔資源エネルギー庁〕前田原子力立地政策室長

d 議題

- ・ 2号機の後段規制の審査結果
- ・ 能登半島地震を踏まえた申入れに対する回答
- ・ 2号機の特定重大事故等対処施設の概要
- ・ 2号機の安全対策に係る原子力安全顧問による確認結果

e 主なコメント

(平井知事)

原子力発電所の安全については、新たな知見があれば取り入れ、検証が続けられる必要があり、また、複合災害を想定した防災対策にも取り組んでいかなければならない。周辺地域としては安全を第一義として、島根原子力発電所の課題に向き合ってまいりたい。

(伊木市長)

審査結果や回答内等について、国や中国電力(株)の説明を受け、鳥取県原子力安全顧問から審査結果や回答内容の妥当性などについて、一定の見解をいただいた。今後、議会等の意見を聞き、必要な対応を進めていきたい。

(伊達市長)

広域住民避難計画の実効性をさらに高めるために、市も県と協力して取り組み、住民へ周知徹底を図っていきたい。



(3) 特定重大事故等対処施設等に係る中国電力への回答への対応

鳥取県は平成28年4月28日、中国電力(株)から安全協定第6条に基づく事前報告を受け、同年6月17日に意見を留保する旨を中国電力(株)に回答し、原子力規制委員会の審査結果の説明を受けた後、原子力安全顧問、住民、2市の意見を聞いた上で改めて回答することにしました。

令和6年10月23日に特定重大事故等対処施設等が審査に合格(原子炉設置変更許可を受領)したことから、令和6年12月19日に中国電力(株)の事前報告に対して回答しました。(※資料23に掲載)

ア 鳥取県等における対応

(ア) 令和6年度第4回原子力安全対策プロジェクトチーム会議(コアメンバー)

鳥取県は米子市、境港市と協議し、2市の意見を基本とした上で原子力安全顧問及び住民の意見を踏まえ、中国電力(株)への鳥取県等の意見案を取りまとめました。

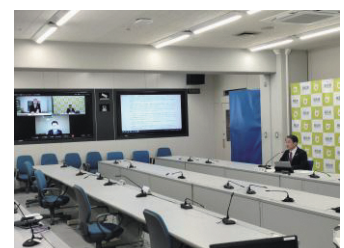
- a 日時 令和6年12月13日(金) 16時~16時30分
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 出席者 [関係自治体] 平井知事、伊木市長(米子市)、伊達市長(境港市)
[中国電力(株)] 三村島根原子力本部長、森田鳥取支社長
※水位計に係る報告のみ出席

d 議題

- ・ 島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に係る中国電力(株)への回答及び国への要望について
- ・ 島根原子力発電所2号機原子炉水位計の水位誤認

e 主なコメント

(平井知事)



回答案等について異論がないものとし、今後、県議会との手続きを進めていく。なお、原子力防災は相当期間にわたり取り組むものであり、両市の意見を踏まえ、中国電力(株)への要望項目に「誠意をもってこれ(原子力防災対策)に協力するとともに」を追記することとしたい。

(伊木市長)

特定重大事故等対処施設は速やかに整備すべきである。また、立地自治体と周辺自治体とで防災対策に係る人件費等の格差解消について、中国電力(株)、国に対してしっかり申し出を行いたい。

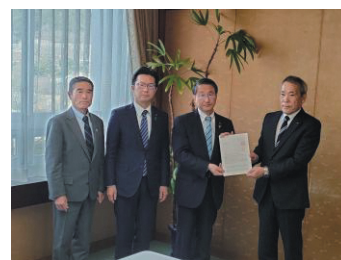
(伊達市長)

中国電力(株)に対しては、組織的・人的能力の向上に取り組んでいただきたいことをしっかり申入れ、国に対しては、原子力防災に最大限の財政支援等をしっかり要望させてもらう。

(イ) 中国電力への回答

平成28年4月28日の特定重大事故等対処施設等に係る中国電力(株)の事前報告に対して回答しました。

- a 日時 令和6年12月19日(木) 13時35分～14時
- b 場所 県庁第4応接室
- c 出席者 平井知事、伊木市長(米子市)、伊達市長(境港市)
中国電力(株)北野副社長、三村原子力本部長、森田鳥取支社長
- d 意見 不断に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、十全の安全対策を遺漏なく完遂されま
すよう要求する。



(ウ) 国への要望

島根2号機の特定重大事故等対処施設等の安全対策について中国電力(株)へ回答したことに伴い、中国電力(株)に求めた対応が確実に履行されるよう、原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省に対して令和6年12月25日に以下のとおり要望活動を行いました。

- a 日時 令和6年12月25日(水)
- b 対応者 平井知事、伊木市長(米子市)、伊達市長(境港市)
- c 結果概要

申入れ省庁	原子力規制委員会	内閣府	経済産業省
申入れ内容	島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等の安全対策に係る要望について ※資料24に掲載	※資料25に掲載	※資料26に掲載
面会者 〔場所〕	片山原子力規制庁長官 〔原子力規制委員会〕	中田副大臣 (兼環境大臣) 〔環境省〕	加藤経済産業政務官 〔経済産業省〕
申入れに 対する 主な発言	・今後、設工認・保安規定の審査に対し厳重に対応する。住民にも分かりやすい説明を行う。 ・新規制基準による新たな設備等を要員が適切に使用できるか規制検査でしっかりと確認する。	・財源を確保し、原子力防災に取り組む。	・安全最優先を大前提に中国電力を指導する。また万が一の事故の場合には関係法令に基づいて政府として適切に対応する。 ・テロ対策は自衛隊、警察等の関係機関と事業者との連携を図り、政府全体で適切に対応する。

イ 鳥取県原子力安全顧問による確認

中国電力(株)からの事前報告後、特重施設等の安全対策や原子力規制委員会の審査結果を確認するため、計4回の原子力安全顧問会議を開催しました。令和6年11月21日の令和6年度第4回原子力安全顧問会議では、審査結果について、原子力安全顧問意見をとりまとめました。ただし、テロ対策であるため、審査は原則非公開で行われた。

(ア) 平成28年度第1回原子力安全顧問会議

- a 日時 平成28年5月16日(月)9時30分～11時10分
- b 場所 TKP岡山カンファレンスセンター
- c 議題
 - ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画
 - ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)
 - ・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について
 - ・島根原子力発電所低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題について
 - ・平成27年度環境放射線モニタリング結果の評価等について
 - ・平成28年度原子力防災に係る取組について
- d 結果(特定重大事故等対処施設等についてのみ)
中国電力(株)が事前報告の内容となる特重施設等の安全対策を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われました。

<座長コメント>

- ・特定重大事故等対処施設等については、新規制基準と並行して整備していくということであっても、例えば中央制御室あるいは緊急時対策所と今回の施設の3者がうまく機能していくこと等に留意しながら考えていただきたい。

(イ) 平成28年度第2回原子力安全顧問会議

- a 日時 平成28年12月19日(月)14時30分～17時15分
- b 場所 県庁第32会議室
- c 議題
 - ・島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況について
 - ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)の審査状況について
 - ・島根原子力発電所1号機の廃止措置計画審査状況について平成28年度原子力防災に係る取組について
- d 結果(特定重大事故等対処施設等についてのみ)
中国電力(株)が平成28年9月13日に開催された1回目の審査会合の審査状況を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われました。

(ウ) 令和6年度第2回原子力安全顧問会議

- a 日時 令和6年8月20日(火)11時～12時15分
- b 場所 県庁災害対策本部室

- c 議題
- ・能登半島地震を受けた島根原子力発電所に係る国及び中国電力(株)への申入れに対する回答
 - ・島根原子力発電所2号機の安全対策工事の実施状況
 - ・島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に係る審査状況
- d 結果(特定重大事故等対処施設等についてのみ)
- 中国電力(株)がこれまでの審査状況を原子力安全顧問に説明し、原子力安全顧問による専門的な観点からの確認が行われました。

(エ) 令和6年度第4回原子力安全顧問会議

- a 日時 令和6年11月21日(木)13時~14時
- b 場所 県庁災害対策本部室
- c 出席者 [県原子力安全顧問](10名)
- 占部顧問、藤川顧問、甲斐顧問、富永顧問、片岡顧問、牟田顧問、望月顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問
- [関係自治体] 危機管理部長、米子市、境港市他
- d 議題
- ・島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等の審査結果の確認について
 - ・島根原子力発電所2号機の安全対策について
- e 結果(特定重大事故等対処施設等についてのみ)
- これまでの原子力安全顧問会議での議論や原子力規制委員会が公開した審査書等の検証・確認が行われ、原子力安全顧問の意見として取りまとめました。

<顧問意見の概要>

核セキュリティ上、公表されていない部分もあるが、公表された範囲において原子力規制委員会による審査が適切に行われていることを確認したことから、審査結果は妥当なものだと判断する。なお、信頼性向上のためのバックアップ施設ではあるものの、5年の猶予に限らず可能な限り速やかに設置すること、住民への分かりやすい丁寧な説明により信頼を得ることが必要である。

ウ 県・市の行政職員への説明

2県6市の自治体職員は、中国電力(株)から特定重大事故等対処施設等の審査状況等について説明を受けました。

回数	開催日	内容
第20回	平成28年9月27日	特定重大事故等対処施設等の審査状況について
第37回	令和5年5月16日	設計及び工事の計画認可申請の審査状況について 特定重大事故等対処施設等の審査状況について
第38回	令和6年4月4日	保安規定変更認可申請の審査状況について 特定重大事故等対処施設等の審査状況について 1号機の廃止措置計画変更認可申請の審査状況について

エ 議会への説明

令和6年9月13日の地域県土警察常任委員会で、原子力規制庁から2号機的设计及び工事の計画、保安規定変更、特定重大事故等対処施設等の審査概要について、国（原子力規制庁、内閣府、経済産業省）から4月の申入れに対する回答について議会に説明しました。

また、同年11月29日の同常任委員会で、原子力安全顧問及び米子・境港市の住民代表から意見聴取を行ったことを報告、同年12月17日の同常任委員会で、米子市及び境港市の意見を基本に原子力安全顧問、住民及び県議会の意見を踏まえ、中国電力(株)への回答案、国への要望案について議会に報告しました。

オ 県民への説明

(ア) 令和6年度第2回原子力安全対策合同会議

中国電力(株)が原子力規制委員会の審査結果を反映した特重施設等の安全対策について、原子力安全顧問が令和6年11月21日の原子力安全顧問会議で取りまとめた顧問意見について説明し、2市の委員及び傍聴者から意見を聴取しました。

a 日時 令和6年11月24日(日)16時30分～17時40分

b 場所 米子ワシントンホテルプラザ

c 出席者 〔鳥取県〕平井知事、水中危機管理部長 他
〔県原子力安全顧問〕(6名)

占部顧問、北田顧問、望月顧問、富永顧問、香川顧問、梅本顧問
〔米子市〕米子市原子力発電所環境安全対策協議会委員(32名中23名)
〔境港市〕境港市原子力発電所環境安全対策協議会委員(33名中17名)
〔中国電力(株)〕三村常務執行役員電源事業本部島根原子力本部長

d 議題

- ・島根2号機の特定重大事故等対処施設等の概要
- ・島根2号機の特定重大事故等対処施設等の審査結果に対する原子力安全顧問意見
- ・島根2号機の安全対策

e 主なコメント

(平井知事)

いただいた意見等や県、市議会の意見を踏まえ、引き続き中国電力(株)や国に意見を言い、地域の安全を確保してまいります。また、監視体制を強化していきます。

(伊木市長)

特定重大事故等対処施設等については設置完了までの猶予期間があるが、速やかな設置を求める。

(伊達市長)

住民説明会の開催要望も多く、適切に開催してまいります。



(4) 島根2号機の再稼働における特別な監視体制

およそ13年ぶりとなる島根2号機の再稼働に当たり鳥取県は安全を厳しく監視・確認することを目的として特別な監視体制で臨みました。再稼働工程の重要なポイントにおいて幹部職員が立会して確認し、中国電力(株)からトラブルの連絡があった場合には直ちに現地(島根原子力発電所)へ急行する体制をとりました。

ア 職員による監視

日付	再稼働工程（作業）	監視・確認
令和6年 10月29日	燃料装荷	危機管理部長が現地で立会して監視・確認した。
11月26日	原子炉格納容器復旧作業	原子力安全対策課職員が現地で監視・確認した。
12月7日	原子炉起動	危機管理部長が現地で立会して監視・確認した。 不測の事態に備えて、県庁でも職員が待機した。
12月12日	原子炉水位計の水位誤認	LCO逸脱の連絡を受けて、立入調査を実施した。 詳細は以下のイを参照
12月23日	発電機並列（再稼働）	原子力安全対策課職員が現地で監視・確認した。



燃料装荷における特別な監視（10月29日）



原子炉起動における特別な監視（12月7日）

イ 顧問等による監視

再稼働した島根2号機の運転状況を厳しく監視するため、原子力安全顧問及び自治体職員が現地で運転状況等を確認しました。

日付	確認内容
令和7年5月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・運転状況等の聞き取り 運転状況、モニタリングポスト測定結果、冷却水実績曲線、教育訓練実績、原子力総合防災訓練、運転上の制限（LCO）の逸脱事案 ・現地確認 モニタリングポスト、安全対策設備、2号機原子炉建物及びタービン建物、3号機中央制御室及び原子炉建物等 ・質疑応答、意見交換
令和8年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・運転状況等の聞き取り 運転状況、モニタリングポスト測定結果、第18回定期事業者検査計画、特別点検の実施に向けたデータ採取、火災事案 ・現地確認 2号機原子炉建物及びタービン建物 ・質疑応答、意見交換



顧問等による現地確認（5月8日）



顧問等による現地確認（2月18日）